

令和元年 1 2 月 4 日

令和元年第 4 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

令和元年第4回（12月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和元年12月4日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名
欠 員 0名
傍 聴 2名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長兼指導課長	澤 憲一
副町長 中口 守可	会計管理者	福井 智淑
副町長 松岡 裕二	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司
教育長 古橋 重和	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山 茂雄
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長	川端 慎也	総務部理事兼 企画地方創生課長 寺田 武司
総務部長 西 啓介	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部 理事兼住民課長	今坂 嘉文
しあわせ創造部長 松井 清幸	都市整備部理事	中谷 博夫
都市整備部長 家永 淳	都市整備部理事 兼産業観光促進課長	吉田 一誠
まちづくり戦略室 危機管理監	竹下 雅樹	財政改革部 財政改革課長 内山 弘幸

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真澄	議会事務局主査 池田 雄哉
--------------	---------------

○会 期

令和元年12月3日から20日（18日）

○会議録署名議員

7番 辻 下 正 純

8番 小 川 日出夫

議事日程

日程第 1	議案第 67号	令和元年度岬町一般会計補正予算（第5次）について
日程第 2	議案第 68号	令和元年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について
日程第 3	議案第 69号	令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）について
日程第 4	議案第 70号	令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について
日程第 5	議案第 71号	令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）について
日程第 6	議案第 72号	工事委託契約の変更について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）
日程第 7	議案第 73号	工事請負契約の変更について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その2））
日程第 8	議案第 74号	損害賠償の額の決定及び和解について
日程第 9	議案第 75号	岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第10	議案第 76号	泉州南消防組合規約の変更に関する協議について
日程第11	議案第 77号	町道路線の廃止及び認定について
日程第12	議案第 78号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第 79号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第 80号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第 81号	岬町企業立地促進条例の一部改正について
日程第16	議案第 82号	岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第17	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第18	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第19	諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第20	諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第21	報告第 9号	専決処分報告について（損害賠償額の決定）

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第4回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時00分です。本日の出席議員は12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

会議に入る前に、昨日の松尾議員の一般質問の答弁で、理事者より訂正したい旨の申し出がありましたので、許可したいと思います。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 本会議の貴重なお時間をいただきまして、申し訳ございません。

昨日の松尾議員の一般質問の私の答弁の中で答弁誤りがございましたので、お詫びを申し上げ、訂正をさせていただきます。

答弁の中で、今回のタウンミーティングの中でみさき公園の閉園についてということで各戸配布をさせていただいたと答弁をさせていただきましたが、正しくは今回のタウンミーティングの中で南海電鉄のみさき公園事業からの撤退についてということで、資料配付をさせていただいております。訂正させていただきます。

今後は、正確な答弁を行うよう、注意してまいります。申し訳ございませんでした。

○奥野 学議長 これより会議を開きます。

日程第1、議案第67号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」を議題とします。

本件についての提案理由を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第67号、令和元年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてをご説明いたします。

内閣府が先日発表いたしました、今年7月から9月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質GDPは年率換算で0.2%の増加となっております。4四半期連続のプラス成長を確保したものの、伸び率は前期の4月から6月期の1.8%を大きく下回り、景気は力強さを欠いたものとなりました。

主な内容といたしましては、GDPの6割を占める個人消費について10月からの消費税率引き上げに伴い、高額品や大型家電などを中心に一定の駆け込み需要の発生により増加するととも

に、人手不足を背景に企業の設備投資などが増加いたしました。

その一方で中国経済の減速や、米中貿易摩擦などの影響に加え、日韓関係の悪化などから訪日外国人の消費が減少いたしました。

来期の10月から12月期のGDPは、マイナス成長になるとの市場予測がある中で、政府は景気の腰折れを防ぐため、今月中に経済対策を取りまとめ、今年度の補正予算と来年度予算を一体で編成するとしております。

このような景気の動向は、国や地方公共団体の財政にも影響が及ぶことから、引き続きこれらの動きを注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましては、歳入面では地価の下落、人口の減少等のさまざまな要因により引き続き厳しい状況にあります。

また歳出面では公債費など義務的経費が財政を圧迫しており、依然として厳しい財政運営を余儀なくされております。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動や人事院勧告への対応に加えまして、行財政改革に伴う一般職の給与減額への対応などに伴う人件費の調整のほか、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ322万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5,193万6,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、「歳入歳出予算補正」をご参照願います。なお、詳細につきましては9ページから12ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

分担金及び負担金といたしまして深日地内にある影見ヶ池改修工事に伴い、土地改良区からのため池施設改良事業分担金31万9,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の交付額の決定に伴い、90万7,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、745万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、国庫支出金と同様に国民健康保険基盤安定負担金の交付額の決定に伴い、342万2,000円を、重度障害者医療費助成事業費補助金につきましては医療助成費の増額に伴い403万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、2,590万2,000円を減額計上いたしております。内容といた

しましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして財政調整基金繰入金2,868万9,000円を減額計上する一方、歳出予算で計上いたしております楠木集会所屋根改修工事及び西畑佐瀬川地区墓地通路補修工事に充当するための多奈川財産区特別会計繰入金278万7,000円を増額計上するものでございます。

諸収入につきましては、前年度の精算に伴い、後期高齢者医療広域連合負担金（医療費定率）返還金1,399万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては13ページ以降に記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました職員の人事異動や人事院勧告への対応、行財政改革に伴う一般職の給与減額への対応などに伴い給料、職員手当等、共済費の職員給与費に係る予算について必要な調整を行っております。

議会費につきましては、議員報酬、議員期末手当と職員給与費を合わせて173万6,000円を減額計上いたしております。

総務費につきましては、115万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、今年4月の人事異動等により各課の円滑な業務の遂行に支障が生じないように追加配置が必要となった臨時職員賃金742万3,000円を、楠木集会所の屋根雨漏り改修工事121万円を、町民税や固定資産税について各種申告に伴う課税内容の遡及更正などによる町税過誤納償還金75万円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、1,741万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、前年度の精算に伴い、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金835万2,000円を、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、基盤安定と職員給与費等の合計で788万9,000円を、介護保険特別会計繰出金につきましては介護給付費や職員給与費等の合計で181万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、職員給与費466万5,000円を減額計上いたしております。

農林水産業費につきましては、460万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、深日地内にある影見ヶ池の堤の漏水に伴う改修工事63万8,000円を、淡輪地内にある大谷池の管理用道路が大雨の影響により土砂の流出等に対応するための改修事業補助金54万1,000円を、淡輪地内にある林道本谷線が降雨の影響により路肩が崩れたことに伴う改修工事41万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費につきましては、職員給与費841万3,000円を減額計上いたしております。

土木費につきましては、12万3,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、道路改良事業として西畑佐瀬川地区の墓地通路補修工事157万7,000円を、河川水路改修事業として町道西畑線水路改修工事129万8,000円をそれぞれ増額計上する一方、特別会計で支弁する職員給与費の調整に伴い、下水道事業特別会計繰出金75万7,000円を減額計上するものでございます。

教育費につきましては、職員給与費1,146万8,000円を減額計上いたしております。

次に、5ページをご参照願います。第2表、「債務負担行為補正」をご覧ください。

債務負担行為といたしまして、町道西畑線整備事業、町道海岸連絡線整備事業を新たに追加するものでございます。なお、期間及び限度額につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和元年度岬町一般会計補正予算(第5次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第2、議案第68号「令和元年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第2、議案第68号、令和元年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）についてにつきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、職員の人事異動や人事院勧告への対応に加え、行財政改革に伴う職員の給与減額への対応などによる人件費の調整のほか、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金などについて編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ256万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,156万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国民健康保険料につきましては、保険基盤安定事業費の決定に伴う財源調整としまして国民健康保険料577万4,000円を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金につきましては、事務のさらなる効率化、適正化を図るための国保システム改修を目的として交付される国庫補助金としまして44万5,000円を計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、他会計繰入金788万9,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては保険基盤安定事業費の決定に伴い、保険基盤安定繰入金軽減分395万9,000円、同じく支援分181万5,000円及び職員の人事異動、人事院勧告への対応や行財政改革に伴う職員の給与減額等による人件費の調整に伴い、職員給与費等繰入金211万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、諸収入につきましては、人事異動等に伴い職員等厚生負担金として6,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の3ページをご参照願います。詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、総務管理費につきましては256万6,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか国保システム改修委託料44万5,000円などを計上いたしております。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分において、低所得者に係る保険料の政令軽減による繰入金の増額に伴い、財源更正をそ

れぞれ行っております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和元年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について」は会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第69号「令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第3、議案第69号、令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）についてをご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員の給料等の減額によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,572万8,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。2ページをご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、職員の給料等の減額により一般会計繰入金75万7,000円を減額計上いたしております。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、先ほど歳入でご説明させていただきましたように職員の給料等の減額により、下水道総務費45万円を減額計上いたしております。

事業費につきましては、職員の給料等の減額により下水道事業費30万7,000円を減額計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第4、議案第70号「令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第4、議案第70号、令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算

(第2次) についてにつきましてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、介護給付費の増加及び職員の人事異動や人事院勧告への対応に加え、行財政改革に伴う職員の給与減額への対応などによる人件費の調整が必要となる経費について編成いたしております。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,157万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,995万3,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては7ページから12ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料としまして524万3,000円を増額計上いたしております。

次に、分担金及び負担金、負担金といたしまして16万4,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、介護認定審査会における職員給与費等の調整に伴う認定審査会負担金を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金につきましては、284万円を増額計上いたしております。内容といたしましては、介護給付費の増額に伴う介護給付費負担金を増額計上いたしております。

次に、同支出金、国庫補助金といたしまして447万円を増額計上いたしております。内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い、調整交付金87万円を増額計上し、地域支援事業費における職員給与費等の調整に伴い、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)4万9,000円を減額計上し、同事業費における職員給与費等の調整及び職員の人事異動に伴い、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)364万9,000円を増額計上いたしております。

次に、支払基金交付金といたしまして、378万2,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、介護給付費の増額に伴う介護給付費交付金383万4,000円を増額計上し、地域支援事業費における職員給与費等の調整に伴う地域支援事業支援交付金5万2,000円を減額計上いたしております。

次に、府支出金、府負担金といたしまして、177万5,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い、介護給付費負担金を増額計上いたしております。

次に、同支出金、府補助金といたしまして、180万1,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における職員給与費等の調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業2万4,000円を減額計上し、同事業費における職員給与費等の調整及び職員の人事異動に伴い、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）182万5,000円を増額計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては181万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い、介護給付費繰入金177万5,000円を増額計上し、地域支援事業費における職員給与費等の調整に伴い、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）2万4,000円を減額計上し、同事業費における職員給与費等の調整及び職員の人事異動に伴い、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）182万5,000円を増額計上し、総務費における職員給与費等の調整に伴い、その他一般会計繰入金175万9,000円を減額計上いたしております。

次に、諸収入、雑入につきましては、職員の人事異動に伴い、職員等厚生負担金としまして8,000円を増額計上いたしております。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております総務費保険給付費地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては13ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、総務費総務管理費につきましては、職員給与費等の調整及び職員の人事異動に伴い、166万9,000円減額計上し、介護認定審査会費につきましては、職員給与費等の調整に伴い、24万6,000円減額計上いたしております。

次に、保険給付費、介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費の増額に伴い、1,420万円を増額計上いたしております。

次に、地域支援事業費一般介護予防事業費につきましては、職員給与費等の調整に伴い、19万3,000円減額計上し、包括的支援事業・任意事業費につきましては、職員給与費等の調整及び職員の人事異動に伴い、948万円増額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決

賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について」は会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第5、議案第71号「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第5、議案第71号、令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）につきましてご説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ278万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,945万7,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として、多奈川地区財産区基金繰入金278万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につき

ましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金、繰出金として一般会計繰出金278万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します道路改良事業及び集会所改修事業の財源として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第6、議案第72号「工事委託契約の変更について(南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事)」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第6、議案第72号、工事委託契約の変更について(南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事)につきまして、ご説明いたします。

議案書の後ろに工事箇所図等おつけしていますので、参考としてご覧ください。

提案理由といたしましては、南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事につきましては、現在、施工中でございますが、工事委託契約の契約金額に変更が生じたた

め、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前が2億5,907万400円、うち消費税及び地方消費税の額は1,919万400円、変更後が2億4,719万9,526円、うち消費税及び地方消費税の額は1,831万1,076円でございます。1,187万874円の減額変更でございます。

減額変更の理由でございますが、本委託工事につきましては、平成31年3月議会におきまして、南海電気鉄道株式会社との委託契約のご承認をいただいております。その後、南海電気鉄道株式会社が工事業者を選定、決定するに当たり、その契約金額にいわゆる落札に伴う差金等が生じたことにより、本町と南海電気鉄道株式会社との委託契約金額についても減額変更を行うものでございます。

契約の相手方につきましては、大阪府中央区難波五丁目1番60号、南海電気鉄道株式会社、取締役社長遠北光彦でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「工事委託契約の変更について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）」は会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第7、議案第73号「工事請負契約の変更について（令和元年度町道西畑線

道路改良工事（その2）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

- 西総務部長 日程第7、議案第73号、工事請負契約の変更について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その2）」をご説明いたします。

本工事は、現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前1億1,506万7,700円、うち消費税及び地方消費税の額1,046万700円を、変更後1億1,932万8,000円、うち消費税及び地方消費税の額1,084万8,000円に変更するものでございます。

契約の相手方は、大阪府大阪市中央区南船場4-6-10、矢野建設株式会社、代表取締役社長矢野勇治でございます。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

- 奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「工事請負契約の変更について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その2）」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

-
- 奥野 学議長 日程第8、議案第74号「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第8、議案第74号、損害賠償の額の決定及び和解についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、町道峰地蔵線におきまして、道路の陥没により発生いたしました事故に係る損害賠償の額の決定及び和解につきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、事故発生日時は平成31年3月25日月曜日、午前10時30分ごろ、事故発生場所は、大阪府泉南郡岬町淡輪1676番地の2地先。損害賠償及び和解の相手方は、大阪府大阪市東住吉区杭全一丁目15-23、中島悦郎氏でございます。

事故の概要でございますが、相手の方が自己所有の原動機付自転車で町道峰地蔵線を走行中、道路の陥没による穴の上を通過した際、原動機付自転車がはねて操作ができなくなり、原動機付自転車の左側がガードレールに接触し、右側に転倒したことによりまして、原動機付自転車が損傷し、相手の方が怪我をされたものでございます。

損害賠償の額は、対物損害賠償及び治療費等といたしまして、54万4,128円でございます。なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から相手方に支出されることになってございます。今後におきましても安全で適正な道路管理に努め、事故発生の防止に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「損害賠償の額の決定及び和解について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第9、議案第75号「岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第9、議案第75号、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定についてにつきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、現在の岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了となることから、同年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設の名称は、岬町健康ふれあいセンター、所在地は岬町多奈川谷川495番地の1でございます。指定管理者の所在地は、神奈川県川崎市幸区堀川町580番地、名称は株式会社明治スポーツプラザ。代表は、代表取締役後藤聖治でございます。

指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

次に、指定管理候補者の選定の経緯につきまして、議案書とあわせて送付させていただいております岬町健康ふれあいセンター指定管理候補者の選定結果についてにより、説明させていただきます。

まず、指定管理候補者の選定につきましては、外部の有識者を含む7名で構成する岬町健康ふれあいセンター指定管理候補者選定委員会を設置し、選定いたしております。委員の氏名等につきましては、3ページの最後に掲載しております。

それでは、1ページをご覧ください。

対象施設及び指定管理候補者につきましては、議案書のとおりでございます。

続いて、募集状況につきましては、公募型プロポーザル方式を採用し、岬町ホームページに公募情報を掲載し、9月2日から9月30日までの期間で募集を行い、応募された事業者は1者でございました。

選定委員会の審議、経過につきましては、8月5日に第1回目の委員会を開催し、公募要項、審査基準及び委員会の進め方等について議論を行いました。

第2回は10月25日に開催し、応募のあった事業者によるプレゼンテーションを実施し、提案内容の説明、質疑応答、意見交換を経て各委員が審査基準に基づき採点の上、指定管理候補者

を選定いたしました。

選定審査は各委員が採点により委員全員の採点が基準点の60点を上回り、指定管理候補者として選定するか否かについて審査いたしました。

選定審査の結果につきましては、2ページ目にお示ししておりますとおりで、評価点の平均点は69.1点でした。

3ページをご覧ください。

主な選定理由といたしましては、スポーツやトレーニングジムは、特にコーチの質が重要でございまして、株式会社明治スポーツプラザの関連会社には、トップアスリートを初め豊富な人材を確保しており、教室の生徒集めや質の高い指導が期待できること。学校水泳授業の指導については、小学生全員がクロールを25メートル泳げることを目標とするなど、適切な指導計画としていること。直営のスポーツ施設や他の施設の指定管理などの運営実績が豊富であり、業界第2位の大手企業の関連企業で、今回の申請についても同社の了解を得ており、企画・運営・資金面のあらゆる面においてバックアップ体制が見込まれるため、堅実性が感じられ、安定した運営が期待できることなどが評価・採点に反映されたものでございます。

なお、指定管理候補者の指定管理料の提案額は、年額5,466万9,000円でございます。以上が、岬町健康ふれあいセンターの指定管理の指定についての概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

和田議員。

○和田勝弘議員 私、厚生委員でないので質問させていただきますが、この選定委員の審査の結果の中で、35点となっているこの経営方針であります、この表で見ますと普通では210点、これが35点と、余りにも低いので、何か理由があると思いますので、その理由を答弁願いたいのと、もう一点は、管理運営費として5,466万9,000円であるということは、これはこれでいいのですが、一応確認で入場料については町に入るのなしで委託しているところに入ると

思うのですが、その点もどちらかになるのか、その点確認したいので答弁をお願いします。

○奥野 学議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

選定結果についての資料の2ページの真ん中あたりに、管理経費の縮減に関する方策ということで、選定委員7名の評価合計点が35点ということで、低いではないかというご質問でございます。まず、この評価につきまして、管理経費の縮減に関する方策といたしまして、いかにセンターの管理運営の経費がすぐれた提案をされているかということの評価するものでございます。評価の詳細につきましては、公募要項において上限額を設定しており、応募業者から管理経費の提案額がどの程度削減されているか进行评估するもので、削減割合が1%未満の提案額であったことからこの評価合計となっております。

あと、もう一つの質問につきましては、入場料等ということで、お風呂とかプールの利用料につきましては全て指定管理者の収入となるものでございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

再質問ですか。もういいですか。

ほか、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第10、議案第76号「泉州南消防組合規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 日程第10、議案第76号、泉州南消防組合規約の変更に関する協議について説明いたします。

泉州南消防組合規約を裏面のとおりに変更することについて、地方自治法第286条第1項の規

定により、関係市町と協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案理由は、泉州南消防組合の経費の支弁方法の変更について、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

それでは、泉州南消防組合同規約の一部を変更規約（案）について説明いたします。

裏面及び新旧対照表を参照願います。

泉州南消防組合同規約（平成24年11月14日許可）の一部を次のように変更する。

第16条第2項を次のように改める。

2、前項の負担金（次項に定めるものを除く。）の負担割合は、消防費に係る基準財政需要額割、消防需要額割及び均等割とし、それぞれの割合にあつては関係市町の長の協議により別に定める。

附則としまして、この規約は、令和2年4月1日から施行する。

以上が規約の一部変更の内容でございますが、今回の規約変更に至る経緯について説明いたします。

消防組合発足から6年以上が経過し、これまで消防広域化のスケールメリットを活かした行財政の効率化を図りながら、消防力の強化に努めてまいりました。また、広域化時に策定いたしました泉州南ブロック広域消防運営計画に定めた消防救急無線のデジタル化、高機能消防指令センターの構築、及び署所の建設、統廃合等により一定の広域化初期の目的を達成することができました。

そのような中で、消防組合の経費に当たる関係市町からの負担金については、広域化前の泉州南ブロック消防広域化協議会で種々検討いたしました。実経費と大きな差が生じるため、広域化後に何らかの合理的負担割合を決めるまでは広域化前の実負担の割合とし、関係市町の常備消防費に係る消防費のうち、投資的経費及び臨時的経費を除いた平成21年度決算、平成22年度決算及び平成23年度予算に基づく3年間平均で負担割合を求めることとなり、現在に至っておりますが、高機能消防指令センターの構築や署所の再配置等の合理化を共有できる段階となる組合発足後おおむね3年から5年をめどに見直しを検討することとなっております。

これを受け、平成28年度より消防組合を含め関係市町の中で消防組合の負担金について2年半以上にわたり協議・検討を重ねてまいりました。そして、このたび協議・調整が整いましたので負担金割合を変更するものでございます。

また、今回の負担割合の見直しにより多額の変動を伴う市町があるため、3年間の負担調整期

間を設けることとなっております。なお、本町の負担金については、減額となる見込みとなっております。

本件については、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 私、総務文教委員会に属しておりませんので、質疑を2点ほどさせていただこうと思います。

ただいま危機管理監のほうから詳しい説明があった内容にもダブるかもわかりませんが、岬町において見込みですけれども負担金が減額されるといった内容がございましたが、おおよそ幾らぐらい減額されるのかというのが1点目です。

2点目は、この今回提案されているこの割合、泉佐野市から岬町まで100分の何ぼ、小数点以下4桁まで細かく決められている中で、その基準財政需要額割、消防需要額割及び均等割とありますけれども、見直しというのはどのぐらいのペースでされるのか。これは毎年するのか。毎年するのであれば、こういう条例改正みたいなことはずっとしなければならぬとは思いますが、そうではなく、そういう何年か後に見直しするという計画があるのかないのか。あるなら何年後かというのをお聞きしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 竹下管理監。

○竹下危機管理監 お答えいたします。まず1点目のおおむねどれぐらいの減額になるのかということでございます。これにつきましては、29年度の決算と比較、試算をしております。約2,800万円ということで、これを3年間で2,800万円減ということになります。ただし、2点目にもかかわりますけれども、この財政需要額割等につきましては、毎年計算して額が変わってまいりますので、必ずしも2,800万円程度ということにはならないかもしれません。一応、29年度での試算ではそういう形になっております。

それから、あと見直しなのでありますが、一応毎年そういう額が変わってくるわけですが、

基本的なところは今のところ見直しする予定というのはございません。

○奥野 学議長 竹原議員。再質問ですね。はい、どうぞ。

○竹原伸晃議員 基本的なところ、2つ目の回答によると、見直しする予定はないといいますが、恐らく泉佐野市から岬町において人口減少なり一番進んでいくのは岬町ではないかと思っ
ている中、消防需要というのも減ってくるというのは一番顕著なのは岬町なのかなと思っ
ておまして、それをやはり反映して負担金も減らしていただかないといけないかなと思っ
ますが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○奥野 学議長 竹下管理監。

○竹下危機管理監 お答えいたします。基本的な部分で変わらないというのは、今回改正する基準
財政需要額割、それから消防需要額割、及び均等割とすると、その部分については変わりませ
んということでございます。先ほども言いましたけども、基準財政需要額割、消防需要額割とい
うのは毎年変動します。あと、基準財政需要額割といいますのは、各自治体が人口規模とか面積
規模とかに応じて客観的に必要とする一般財源ということになります。これが、普通地方交付税
の算定に用いられますので、計算式も決まっております。したがって、人口が減ってきた場
合、当然変わってくるということになってくると思います。人口が減ってくればやはりそれなり
に需要額も減ってくるのかなと認識しております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

谷崎議員、どうぞ。

○谷崎整史議員 すみません。3年間の緩和措置があって、その分は一応岬町が割を食ってるとか
そういう形になるのですかね。

○奥野 学議長 竹下管理監。

○竹下危機管理監 お答えいたします。一応、今回の変更によりまして負担割合を定めるというこ
とになりますと、岬町は下がるのですが、上がる市町もございます。その辺でかなりの額が
上がる場所もあるということもあって、3年間で負担調整していこうと。例えば、先ほどの2
9年度の試算で2,800万円と言いましたが、2,800万円であればこれを3年間に3
分の1ずつで最終的に2,800万円にしていこうというような形の負担調整になると。それ
については、また別に各首長で確認書なりを締結して定めたいと考えております。

○奥野 学議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「泉州南消防組合規約の変更に関する協議について」は、会議

規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第11、議案第77号「町道路線の廃止及び認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第11、議案第77号、町道路線の廃止及び認定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、町道路線の廃止及び認定を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項及び第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書の裏面に町道廃止調書、次に廃止される路線に係る箇所図参考図、その次に新規町道認定調書と認定される路線に係ります同様の資料を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

今回、町道路線を廃止し、新たに町道路線の認定を行う理由につきましては、第二阪和国道及び道の駅みさき建設に伴う周辺道路の整備が完了することによるものでございます。

まず、町道路線の廃止でございますが、町道廃止調書及び2ページから3ページの添付資料をご覧ください。廃止する町道につきましては、路線番号1051、路線名は淡輪受水場墓地線。起点が淡輪5635-1、終点が淡輪5653-2。延長は355.8メートルでございます。

続きまして、新規町道路線の認定でございますが、4ページの新規町道認定調書及び5ページから6ページの添付資料をご覧ください。新たに認定する町道につきましては、路線番号1051、路線名は別所只山1号線、起点が淡輪2477-1、終点が淡輪5648-29、延長は971.3メートルでございます。

次に、路線番号1224、路線名は別所只山2号線、起点が淡輪5654-7、終点が淡輪5648-1、延長は98.8メートルでございます。

最後に、路線番号1225、路線名は別所只山3号線、起点が淡輪2748-2、終点が淡輪5674-4、延長は79.4メートル、以上となっております。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、

議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております町道路線の廃止及び認定については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第12、議案第78号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第12、議案第78号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としまして、令和元年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付しています説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明させていただきます。また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

では、概要資料の表面の上段①岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は、期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

一覧表に基づいてご説明します。

表では3段で示しております。上段は現行、中段は令和元年度の改正後、下段は令和2年度の

改正後の議員の皆様の期末手当の支給月数を示しております。

現行は、6月期に2.2月、12月期も2.2月、合わせて4.4月の支給でございます。ただし、改正後の令和元年度では6月期の支給が済んでおりますので、人事院勧告に準じ0.05月を12月期に加え、12月期では2.25月、合計で4.45月の支給となります。

次に下段、改正後の令和2年度をご覧ください。

次年度以降は、増加分の0.05月を再度6月期と12月期に配分し直し、賞与の支給月数を2.225月分ずつの同月数とするものです。

最後に、附則の内容でございます。

議案書裏面の改正案文をご覧ください。

附則第1項は、公布の日から施行と規定しておりますが、先ほどの内容を踏まえまして、第2条については令和2年4月1日からの施行としております。

また、附則第2項は、今年度の12月期に改正後の支給割合で支給できるよう、期末手当の支給基準である令和元年12月1日に遡及して適用できるように規定するものでございます。

附則第3項につきましては、期末手当の内払い規定、改正前の現行割合で支給された期末手当は内払い部分払とみなし、差額精算できるように規定するものでございます。

改正内容の説明は以上でございます。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第13、議案第79号「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第13、議案第79号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

提案理由としましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容は先ほどの岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と同じく、令和元年人事院勧告に基づく法律の改正に準じ、特別職の期末手当の支給月数を改定するものでございます。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付している説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明させていただきます。

すみません。資料につきましては、3つ目の議案の条例改正の一番最後のところに添付しておりますので、よろしく申し上げます。

概要資料の下段②特別職、町長、副町長、教育長の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は、期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

一覧表に基づいてご説明します。

現行は、6月期に2.2月、12月期も2.2月、合わせて4.4月の支給でございます。

ただし、改正後の令和元年度では、6月期の支給が済んでおりますので、人事院勧告に準じ0.05月分を12月期に加え、12月期は2.25月、合計で4.45月の支給となります。

次に下段、改正後の令和2年度をご覧ください。

次年度以降は、増加分の0.05月分を再度6月期と12月期に配分し直し、賞与の支給月数を2.25月分ずつの同月数とするものです。

最後に、附則の内容でございます。議案書の裏面の改正案文をご覧ください。

附則第1項は、公布の日から施行と規定しておりますが、先ほどの内容を踏まえまして、第2条につきましては、令和2年4月1日からの施行としております。

附則第2項は、今年度の12月期に改正後の支給割合で支給できるよう、期末手当の支給基準である令和元年12月1日に遡及し、適用できるよう規定するものでございます。

附則第3項につきましては、期末手当の内払い規定、改正前の現行割合で支給された期末手当は内払い部分払とみなし、差額精算できるよう規定するものでございます。

改正内容の説明は以上でございます。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第14、議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第14、議案第80号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由としましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。概要資料の裏面2ページ、③一般職の

職員の給与に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

改正内容は、正職員の勤勉手当の支給月数の引き上げ0.05月、月例給に関しましては平均改定率0.1%の引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について引き上げするものでございます。

なお、今回、再任用職員に関しましては月例給、賞与月数とも改定はございません。

それでは、一覧表の上段、正職員の賞与、勤勉手当ですが、現行では、6月期、12月期とも0.925月で、計1.85月、期末手当を合わせますと合計で4.45月の支給となっております。

中段の改正後の令和元年度では、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、今年度から勤勉手当に0.05月を加えるため、12月期の勤勉手当は0.975月、計1.9月、期末手当を合わせますと、合計で4.5月の支給とするものでございます。

改正後の令和2年度では、勤勉手当の支給月数を再配分し直し、6月期は0.95月、12月期も0.95月とするもので、計1.9月、賞与全体で合計で4.5月の支給とするものでございます。

次に、月例給に関しましてでございますが、平成31年4月1日にさかのぼって別表第1の一般職給料表及び別表第2の教育職給料表を一新するものでございます。

内容は、民間給与との格差0.09%を埋めるため、30歳代半ばまでの職員が在職する号給についての改定で、平均改定率0.1%の引き上げ改定となります。

なお、今回の条例改正には含めておりませんが、住居手当に関しましては人事院勧告が出ております。住居手当に関しましては、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引き上げるという内容ですが、令和2年4月1日の施行であり、職員団体等との協議を継続し、経過措置を含めて令和2年3月議会での条例改正を検討しております。

最後になりますが、附則についてご説明します。

改正条例附則第1項から第3項に関する部分でございます。まず、附則第1項としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、勤勉手当の再配分に係る同月数化に係る規定は、令和2年4月1日の施行としております。

附則第2項としましては、第1条部分、つまり月例給の給与表の改定、勤勉手当部分の改定につきましては、平成31年4月1日に遡及適用するものとしております。

附則第3項は、内払い規定でございますので、本議会で議決賜りましたら条例交付後に差額精算として支給するものでございます。

改正内容の説明は以上でございます。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第15、議案第81号「岬町企業立地促進条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 日程第15、議案第81号、岬町企業立地促進条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町の企業立地を促進するため、本条例の一部を改正するものでございます。

本町では、企業誘致を進めるため、施設設置助成金などの助成制度を設けておりますが、優遇措置を定める岬町企業立地促進条例が平成32年3月31日に執行期日を迎えることから、引き続き企業誘致を進めるため、執行期日を延長するものでございます。

それでは、条例案についてご説明いたします。

議案書の裏面をご覧ください。合わせまして新旧対照表をご参照願います。

附則第2項中、平成32年3月31日限りを令和7年3月31日限りに改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することを定めております。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町企業立地促進条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第16、議案第82号「岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 日程第16、議案第82号、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されましたので、本条例に所要の改正を行うものです。

本年6月14日に公布されたこの法律は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措

置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項の削除、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るものです。

改正案の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、第2条第2項第2号を意思能力を有しない者（前号に掲げるものを除く）に改めるものです。このことについて、総務省から法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えない旨の通知が発出されております。

附則としまして、この条例は令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上が改正案の概要でございます。

印鑑登録証明事務処理要領につきましては、令和元年11月19日付で総務省より改正の通知が行われ、令和元年12月14日から施行されるため、本日上程させていただいております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 今、ご説明をいただいて、成年被後見人の方の権利が制限された部分が拡充をされるということで、その考え方については前向きな改善だというように捉えています。ただ、意思能力を有しない者というものについての考え方について、もう少し詳しくお聞きしておきたいと思えます。

これは、先ほど説明いただいたのが、少し難しい言葉が続いて、よくわからなかったのですが、法的な観点からのご説明であったのかなと思うのですが、それをもう少しかみ砕いてご説明をいただきたいということと、それから、その意思能力を有しない者というのは、先ほどの説明では成年被後見人制度を利用されている方に限る説明をいただいたと思うのですが、例えば、現在でいいますと認知症とか、一時的なこととはいえ泥酔している方など意思能力を有しない者という範囲に該当すると考えられると思うのですが、もう少し幅広くどのように、具体的にどのような方を意思能力を有しない者と考えるべきなのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、実際の判断、運用上の判断については、どのように実務上、判断をされるのか。例

えば、認知症の方であれば医師の意見書とか、そういったものを見て判断するとかいうようになるのか。実際の運用上のことについてもお聞きしておきたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 今坂理事。

○今坂しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

まず1つ目、意思能力を有しない者とは何かというご質問かと思うのですが、一般的に意思能力とは自己の行為の法的な結果を認識・判断することができる能力のことと言われております。意思能力がなければ、意思表示をすることによってどのような効果が自分に帰属するのかわかることができないこととなりますので、意思能力を有効に行うことができません。例えば、先ほど言われましたように、幼児や重度の認知症の方などは意思能力がないという形で判断されるという典型例ということで示されております。ただし、認知症を理由とする意思能力がないということにつきましては、症状の重さによってケース・バイ・ケースの判断が必要となるために認知症という診断を受けたからといって、一律に意思能力を失うわけではないということで解釈されておりますので、おっしゃられるように医師の判断等で判断していく必要があると考えております。

あと、先ほどの説明の中で、成年被後見人でなくても窓口に意思能力がない方が来られた場合、どうするかということになるのですけれども、とりあえずはそのまず判断的には従来どおり成年被後見人かどうかということの確認をした上で、総務省から発出されておりますように成年被後見人から印鑑の登録を受けた場合、法定代理人が同行している場合は意思能力を有する者として受け付けて差し支えないということなので、そういう取り扱いをしていくこととする予定にしております。

○奥野 学議長 よろしいでしょうか。中原議員。再質問。

中原議員。

○中原 晶議員 すみません。今、後半で説明をいただいたその法定代理人という言葉なのですが、これは要するに成年後見人のことと考えたらいいのですか。

○奥野 学議長 今坂理事。

○今坂しあわせ創造部理事 お答えいたします。

おっしゃられるように成年後見制度上の法定代理人という形になります。

○奥野 学議長 ほか、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号「岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 お諮りします。日程第17、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第20、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程第17、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第20、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの4件は一括議題とすることに決定しました。

これより、本4件について、提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 議長の許しを得ましたので、人権擁護委員候補者推薦についての提案の説明を一括して申し上げます。

日程17、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、奥野洋氏は、令和2年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、大阪府泉南郡岬町深日1322番地の1。氏名、奥野洋。生年月日は昭和26年5月10日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

日程18、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、多賀井博子氏は、令和2年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、大阪府泉南郡岬町淡輪4200番地の5。氏名、多賀井博子。生年月日は昭和29年3月12日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしくお願いたします。

日程19、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、小畑信行氏は、令和2年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1608番地の2。氏名、小畑信行。生年月日は昭和33年1月25日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしくお願いたします。

日程20、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、松本稔美氏は、令和2年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏の後任として安枝恵美子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、大阪府泉南郡岬町深日1970番地の17。氏名は安枝恵美子。生年月日は昭和44年12月29日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしくお願いたします。

以上、人権擁護委員候補者4名の推薦について、よろしくお願申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本4件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本4件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

1人ずつです。1号の分です。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、諮問第1号はこれを適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、諮問第2号はこれを適任とすることに決定しました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、諮問第3号はこれを適任とすることに決定しました。

次に、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、諮問第4号はこれを適任とすることに決定しました。

○奥野 学議長 日程第21、報告第9号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」の報告を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第21、報告第9号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

事故発生日時は、令和元年8月30日、金曜日、午後6時15分ごろ。

事故発生場所は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2352番地の13地先。

損害賠償及び和解の相手方は、和歌山県和歌山市木ノ本1837番地の1、社会福祉法人順風会でございます。

事故の概要でございますが、社会福祉法人順風会の所有する自動車が、町道小田平東9号線を走行中、路上駐車をしていた車をよけるため、道の端にある側溝の上を走行したところ、溝蓋がはね上がり、バンパーに傷がついたものでございます。

損害賠償の額は、対物損害賠償といたしまして、損傷したバンパーの修理代5万3,201円でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から相手方に全額支出されることになってございます。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当いたしますので、令和元年10月16日に専決処分を行ったものでございます。

今後におきましても、安全で適正な道路管理に努め、事故発生の防止に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 都市整備部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 この事故の発生した状況というか、原因についてお尋ねしたいと思います。

説明の中で、溝蓋がはね上がりということなのですが、なぜこういうことが起こったのかということについてお尋ねをしたいということと、それから、再発防止については何か措置を行われたのか、その点についてもお聞きしておきたいと思っております。

○奥野 学議長 家永部長。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現場のほうの側溝でございますが、いわゆる現場打ちのU型側溝というコンクリート構造物でございます。その上に2次製品、既製品の側溝蓋、これをかけております。この側溝蓋をかけるためにこの側溝蓋に耳、つば、U字溝の上に乗るようにつばがついているのですが、そのつばが二十数年たちますので、反り上がっていたというような状況でございます。たまたま通られた車が、車をよけて通るのにそこに乗ったということで鉄板がはね上がったと。現場のほうにつきましては、すぐ確認して、その前後含めて鉄板を敷いたり、修理はさせていただいております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって専決処分の報告について(損害賠償額の決定)の件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日は、これで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしく申し上げます。

次の会議は、12月20日の全員協議会終了後に開きますので、ご参集ください。ご苦労さまでした。

(午前11時54分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年12月4日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 辻 下 正 純

議 員 小 川 日出夫